別表第一（第三十一条関係）

イ　学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の基幹教員数	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の基幹教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の基幹教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の基幹教員数	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の基幹教員数
［略］								

備考

一　この表に定める基幹教員数の三割以上は教授とすることとし、四分の三以上は専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一専門職短期大学ごとに一の学科についてのみ算入するものとする。ただし、複数の学科（他の短期大学に置かれる学科又は大学（短期大学を除く。）に置かれる学部を含む。以下この号及び第五号において同じ。）において、それぞれ一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当する基幹教員は、当該学科について当該基幹教員数の四分の一の範囲内で算入することができる。

三　この表の入学定員及び基幹教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び基幹教員数とする。

四　この表に定める基幹教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する基幹教員とする。

五　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の基幹教員数は、その二割の範囲内において基幹教員以外の教員（助手を除く。）を算入することができる。ただし、第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員と合わせて、この表に定める基幹教員数の四分の一を超えないものとする。

六　［略］

七　第二十六条第二項の専門職短期大学の学科については、この表に定める基幹教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した基幹教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める基幹教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

八　教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の基幹教員数は、この表に定める基幹教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数とし、当該昼間学科等の基幹教員数はこの表に定める基幹教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。

別表第一（第三十二条関係）

イ　学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の教員数	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の教員数	一学科の入学定員	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の教員数	同一分野に属する学科を二科以上置く場合の一学科の教員数
［同上］								

備考

一　この表に定める教員数の三割以上は教授とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める教員数には、第三十条の授業を担当しない教員を含まないこととする（ロの表において同じ。）。

三　この表の入学定員及び教員数は、学科に専攻課程を置く場合については、専攻課程の入学定員及び教員数とする。

四　この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。

五　入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（ロの表において同じ。）。

六　［同上］

七　第二十六条第二項の専門職短期大学の学科については、この表に定める教員数（入学定員がこの表に定める数を超える場合には、前号の規定により算定した教員数とする。以下この号において同じ。）にこの表に定める教員数の三割に相当する数を加えたものとする。

八　教育課程が同一又は類似の夜間学科等を併せ置く場合の当該夜間学科等の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学科等の入学定員が昼間学科等の入学定員を超える場合には、当該夜間学科等の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学科等の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。